

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>今般拡大する「分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金及び不当利得による返還金」についての委託可能な私人の範囲は、次の3つの理由より、日本国籍を有する弁護士又は会計士又は税理士又は行政書士の4者に限定すべきです。</p> <p>理由1: 取り扱われる金額が、日本のサラリーマン年収を超える可能性が高いものでもあり慎重になるべきです※1 ※1: 年収比較(公開日: 2021/12/13) https://doda.jp/guide/heikin/age/</p> <p>理由2: 合併における特例の一環としては理解できますが、今般の拡大範囲は、公金の中でも特に地方行政に関わりの深いお金のみならず実態となる資産が紐づくモノと考えます。 最近では、日本放送協会の受信料回収業に関する弁護士法72条違反訴訟や、土地名義詐欺による売買不正などが話題になっています。</p> <p>一般的には仕組み上、必然的に弁護士法72条等を満足するような手続きであれば、問題ないと思います。しかし、公金を扱える可能性のある私人には、アリペイに代表される外国のキャッシュレス決済サービスを扱う外資系の金融事業者も増えております。今般対象となる公金は、殆ど日本国内の資産と紐づくはずなので、外資などに対するリスクマネジメントは慎重であるべきです。</p> <p>理由3: 自治体が保有していると信頼している日本国民や外国籍の方が、いざ自治体の債権処理に基づいて私人を介して自治体へ入金を完了したとしても、私人による不正な会計処理等が行われたときに検知し難いと思います。 コンビニエンスストアで扱われる1回あたりの自治体関連費用は、今般の拡大範囲に対して少額なため、不正に対する割の合わなさがあるはずなので、大きな問題に発展していないと推測します。</p>	<p>今回の改正により、地方公共団体が私人に対して委託することができることとする歳入は、公権力性が高いもの等であるため、より信頼度の高い私人に対して収納の事務を委託し、適正な事務の遂行を確保する必要があることから、改正案の地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により、当該普通地方公共団体の歳入の収納の事務を委託することができる者の要件を、「その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者」としています。</p> <p>今回の改正で、私人に対して委託できることとされているのは、あくまで地方公共団体の収入を受け入れる収納事務のみであり、改正案の地方自治法施行令第158条の2第2項の規定により収納の事務の委託を受けた者(受託者)は納入通知書等に基づかなければ、収納をすることができないこととされていますので、歳入が日本国内の資産と紐づくことによるリスクは今回の改正内容とは関係がないものと考えています。</p> <p>今回追加する歳入について適切に収納事務が遂行されることを担保するため、改正案の地方自治法施行令第158条の2第3項において、会計管理者は受託者について、定期及び臨時に収納の事務の状況を検査しなければならないとされており、また、同条第4項において、会計管理者は当該検査の結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる等とされており、御指摘のような私人による不正な会計処理等が検知し難いとの懸念は払拭されているものと考えています。</p>	無
2	<p>改正に賛成です。 一自治体職員としては、収入事務委託できる範囲の拡大を望みます。</p> <p>ただし、今回の改正(案)において「負担金」が加えられていますが、この「負担金」の対象となるのは、どのような歳入なのか具体的にご教示ください。</p> <p>この「負担金」として収入事務を委託する場合、当該歳入の歳入科目(款)は「分担金及び負担金」以外の歳入科目(例: 諸収入)でも良いものかご教示ください。</p> <p>なお、当方において、現在検討している事案は下記の2件です。 これらについて、具体的にご教示いただけると幸いです。</p> <p><1> 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の「前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。」の規定による「当該学校の設置者の定める額」として、保護者から徴収する保護者負担金(児童生徒一人当たり460円/年)は、この「負担金」に含まれると解して良いものかご教示ください。</p> <p><2> GIGAスクール構想により導入した学習用タブレットの活用を図るため、市で一括導入した学習ドリルアプリに係る経費として、保護者から徴収する保護者負担金(児童生徒一人当たり約1,000円/年)は、この「負担金」に含まれると解して良いものかご教示ください。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>改正案の地方自治法施行令第158条の2第1項第3号に掲げる負担金は、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対し課すもの等を想定しています。</p> <p>今回の改正により追加する負担金は原則として、地方自治法施行規則第15条第1項に基づく歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の別記様式「分担金及び負担金」の款に含まれるものと考えています。御指摘の歳入が上記の性質に当たるものであれば、改正案の地方自治法施行令第158条の2第1項第3号に掲げる負担金に該当するものと考えていますが、そのような性質の歳入は「分担金及び負担金」の款に位置付けることが適当と考えます。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
3	<p>「私人への委託」といっても、地方公務員法3条3項よりその様な地方公共団体の事務を委託される者は特別職地方公務員に該当するのであるが(なお、地方公務員法3条からすると、地方公共団体の公務を行う指定管理者(法人について除外しない)も特別職地方公務員であるとなるはずである。総務省自治行政局行政課も公務員部もその様な解釈を正面から行おうとしないのは、畢竟、憲法や法律に逆らう意思を持っているからであり、公務員として望ましくない。組織的あるいは民族的な野望でもそこにあるからそのようなになっているのであろうか?)、よって汚職の罪等の公務員に関する身分犯が適用されるものになる事について、適切なものであるという認識とともに、本改正について特段の反対を行わない。</p> <p>歳入の収納の事務について民間への委託を行う事について可としてよいと考える。 (ただし、事務内容によってはその様な事を行うのが不適切なものがあるので、委託を行う事務は適切に選ぶべきと考える。また、地方公共団体の事務である事を騙った詐欺等あるはその試みも発生しうものと思われるので、市民や法人が遭遇した受託者による回収事務について、受託者及び案件について正規なものと確認出来るようにしておくようにすべきと考える。)</p>	<p>今回追加する歳入について適切に私人による収納事務が遂行されることを担保するため、改正案の地方自治法施行令第158条の2第3項において、会計管理者は受託者について、定期及び臨時に収納の事務の状況を検査しなければならず、また、同条第4項において、会計管理者は当該検査の結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる等の規定を置いています。</p> <p>また、改正案の地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項の規定により収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされていますので、地方公共団体から私人に収納事務の委託がされたことについて、納入義務者が確認できる法制上の担保もされています。</p>	無